

事業被害防止のため特定ライフル銃^{*}を所持する方へ

^{*} 銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの1/5以上1/2以下のもの

「事業被害防止通知」に基づき所持する方

「事業被害防止通知」とは？

都道府県知事が、事業被害の防止のため、**その都道府県内で、特定ライフル銃を使用して、特定の獣類を捕獲する必要がある旨**発出する通知

1 対象となる方

「通知」の出ている都道府県で、特定ライフル銃を使用してその獣類を捕獲しようとする**全ての方**

3 所持許可の手続の流れ

STEP 1

「通知」の発出状況を確認

ご自身が特定ライフル銃を使用して捕獲活動を行おうとする都道府県・獣類について、「通知」が発出されているかを確認してください。

通知の発出状況は

- 最寄りの警察署
- 捕獲活動を行おうとする都道府県の窓口などで確認することができます。

令和7年3月時点
通知が出ているのは
北海道（ヒグマ・
エゾシカ）です。

2 可能となる使用方法

- **場所**
「通知」が発出された都道府県の地域・区域内
- **捕獲可能な獣類**
「通知」で指定された獣類
- **方法**
許可捕獲・狩猟免許による捕獲

STEP 2

猟銃の所持許可申請・審査

申請先

ご自身の**住所地**を管轄する警察署

手続

以下の書類を持参して、公安委員会宛てに**猟銃の所持許可申請**を行ってください。

- **申告書**
「通知」の出ている都道府県で、その獣類の捕獲することを申告する書類
- そのほか**猟銃の所持許可申請に必要な書類**

^{*} 申請時には、前もって**初心者講習会**（初めて猟銃を所持する場合のみ）や**ライフル銃の教習資格認定・射撃教習**（まだライフル銃を持っていない場合のみ）を受け、証明書を提出する必要があります。

4 特定ライフル銃を所持する際の注意事項

● 各種法令事項の遵守

通常の手順による所持許可を受けた場合と同様に下記の事項を遵守してください。

- **使用実績報告書・帳簿の記載**
- **更新時の技能講習の受講**
（ライフル射撃場での単弾射撃による講習）
- そのほか銃刀法、鳥獣保護管理法、火薬類取締法などの法令

● 「許可の条件」に沿った使用

捕獲できる獣類や地域・区域が、所持許可証の「許可の条件」に記載されています。
この条件に沿って使用するようにしてください。

● 捕獲活動実績の提示（検査のとき）

検査の際、使用実績報告書等により、**捕獲活動実績**を提示してください。

「許可の条件」に記載された捕獲活動を**1年に1回以上**行っていない場合、許可が取り消されることがあります（捕獲活動を行ったものの、獣類を捕獲できなかった場合等は、活動実績として認められます。）。

● 「通知」が更新された場合の手続

基本的に**手続は不要**です。

ただし「通知」において、ご自身の許可証に記載された獣類、地域・区域が含まれなくなった場合には、所持許可証の書換え手続が必要になります。

● 更新時の「申告書」の再提出

所持許可更新のときには、あらためて申告書を警察署に提出してください。